平成２４年（フ）第１０６１９号
東京都豊島区南大塚３丁目３番10―102号
破産者　株式会社大研
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６６５号
東京都足立区東和３丁目13番１号
破産者　株式会社弘和
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６６７号
東京都世田谷区池尻２丁目23番23号　ルピナス池尻103
破産者　有限会社ファンデーションワン
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６６８号
東京都世田谷区池尻２丁目23番23号　ルピナス池尻103
破産者　有限会社ファーストベース
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６６９号
東京都世田谷区池尻２丁目23―23―103
破産者　齊藤　基一
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６８９号
埼玉県川口市金山町10番14号
破産者　株式会社トミタ
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９０号
東京都練馬区東大泉１丁目20―36―３Ｆ
破産者　富田　　透
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０４号
東京都練馬区旭丘１丁目66―１―201
破産者　小林ユウ子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７１１号
東京都豊島区東池袋１丁目31番10号
破産者　有限会社アクティブクリエイト
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７１６号
東京都八王子市狭間町1994―216
破産者　櫻井　　太
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７３９号
東京都葛飾区東立石３丁目22番１号
破産者　有限会社アイシーエス
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７５６号
東京都新宿区若葉２丁目７番
破産者　有限会社ゲッカヨ・エンタテインメント
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７５７号
神奈川県川崎市中原区木月伊勢町４―16―205
破産者　清水　亮一
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７５９号
東京都新宿区下宮比町２番28号
破産者　有限会社ゲット
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３６０号
東京都大田区上池台２丁目33―３―108
破産者　皆川　眞弓
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４２３号
東京都新宿区西新宿４―５―10―704、住民票上の住所神奈川県川崎市高津区溝口３丁目12―５―501
破産者　芦澤　知章
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５１０号
埼玉県三郷市幸房916―３
破産者　青木　俊男
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５１６号
神奈川県横浜市鶴見区東寺尾１丁目26―６―503
破産者　三谷　篤巳（旧姓大崎）
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５５４号
千葉県成田市名木192番地、住民票上の住所千葉県成田市吾妻３丁目48―15　高垣方
破産者　杉本萬里子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５７８号
東京都練馬区石神井町７丁目14―10―102
破産者　山本　桂子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６０２号
千葉県山武郡九十九里町真亀4629―39
破産者　石井恵津子（旧姓後藤）
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１６４０号
東京都品川区荏原４丁目14―10―402
破産者　野澤　哲也
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部